

○警察共済組合株主議決権行使ガイドライン

平成26年8月29日

第1 基本的考え方

- 1 目的
- 2 運用
 - (1) 基本的事項
 - (2) 禁止事項
 - (3) 利益相反への対応
 - (4) 貸株取引への対応
 - (5) 行使結果の組合への報告等
 - (6) 経営執行の透明性
 - (7) 取締役の選任議案への対応

第2 具体的行使基準

- 1 取締役会の構造
 - (1) 委員会設置会社の導入
 - (2) 取締役会の構成
- 2 取締役の選任
 - (1) 取締役の選任
 - (2) 社外取締役の選任
- 3 監査役の選任
 - (1) 監査役の選任
 - (2) 社外監査役の選任
- 4 役員報酬等
- 5 剰余金の処分
- 6 組織再編等
- 7 増減資等の資本政策
- 8 定款変更
- 9 株主提案
- 10 反社会的行為
- 11 敵対的買収防衛策

第1 基本的考え方

1 目的

警察共済組合（以下「組合」という。）が別に定めたコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、株主としての組合の意見が十分反映されることを目的として、株主としての議決権行使に係る具体的判断基準としての株主議決権行使ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定める。

2 運用

(1) 基本的事項

組合の保有する株式は、現在委託運用のみであること、また、組合よりも各受託者の方が個別企業との接触の機会が多く、組合自らで判断するよりもその企業の状況に即した適切な判断が行われるものと考えられることから、当面は原則として具体的な議決権行使の判断は、このガイドラインの趣旨に従って各受託者が行うものとする。ただし、外国株式については、このガイドラインの適用可能な箇所を除き、各受託者が作成した株主議決権行使に関する方針によるものとする。

なお、組合で、統一的に行使すべき事案と判断する場合には、個別企業の議決権行使について受託者に具体的な指示・指図を行うこととする。

(2) 禁止事項

受託者責任として判断を明確にすることが望ましいことに鑑み、具体的な議決権行使として、「棄権」や「白紙委任」は、原則として採らないものとする。

また、議決権について、「不行使」は、原則として採らないものとする。

(3) 利益相反への対応

受託者が当該議決権行使において利益相反の発生を懸念する場合は、予め受託者において利益相反の発生を回避するための方針を定め、当該方針に則り個別に対応することとする。

(4) 貸株取引への対応

組合は、貸株取引を受託者に委託する場合があるが、この場合でも一定の議決権を確保するべく、受託者において貸付可能株数を管理することとする。

(5) 行使結果の組合への報告等

組合は、受託者の議決権行使状況等コーポレートガバナンスに関する行動の報告を求めるものとする。当該報告に基づき、組合は、次年度以降の指示・指図等に反映させるとともに、受託者の評価の一つとして考慮するものとする。

(6) 経営執行の透明性

組合は、企業の経営執行の透明性を高めることが必要であると考えていることから、各企業には情報開示やインベスター・リレーションズを積極的に求め、受託者にもこのような機会を積極的に活用し、よりその企業に即した適切な判断を

行うことを期待する。

(7) 取締役の選任議案への対応

企業経営の監督、執行に重要な役割を果たす取締役の選任議案においては、取締役会の構造並びに企業業績、資本効率性、社会責任、株主総会運営及び情報開示等に対する取締役の姿勢などを総合的に評価して議決権を行使するものとする。

第2 具体的行使基準

1 取締役会の構造

(1) 委員会設置会社の導入

原則として賛成する。

(2) 取締役会の構成

ア 取締役会は、実効性ある運営を目指すためにも活発かつ十分に議論を尽くすことができ、迅速な意思決定ができるために、業種、企業規模の観点から他社と比較して適正な員数であることを肯定的に判断する。一方、著しく員数が多い場合には原則として反対する。

イ 社外取締役を除く取締役の減員については肯定的に判断するが、増員については、その増員の理由について明確かつ合理的な説明がなされない限り、原則として反対する。

ウ 社外取締役の導入は、取締役会の中に客観的視点をもたらすとの観点から、原則として賛成する。特に取締役会で相応の影響力を及ぼすことを目的とする社外取締役の増員による取締役数の増員は、前項にかかわらず肯定的に判断する。

エ 社外取締役が選任されていない取締役会における取締役の選任については、経営判断や業務の適正を確保する仕組みに関して十分な説明がなされない限り、原則として反対する。

オ 取締役会長とCEOの職務分離については、肯定的に判断する。

カ 執行役員制度の導入等、監督と執行を明確にする方策については、肯定的に判断する。

2 取締役の選任

(1) 取締役の選任

ア 企業側から提案された取締役候補者には、原則として賛成する。ただし、候補者については以下の点について検討し、不適切と判断される場合は反対する。

(ア) 過去若しくは現在において不祥事や不法行為に関与していなかったか。

(イ) 不適切な経営判断により株主価値を大きく損なう結果をもたらさなかったか。

- (ウ) 株主に対する適切な利益還元にも消極的な行動を取らなかったか。
- (エ) 株主に対する適切な情報提供にも消極的な行動を取らなかったか。
- (オ) 株主のための適切な株主総会の運営にも消極的な行動を取らなかったか。
- (カ) その他株主価値に相反するような行動を取らなかったか。

イ 企業の業績が3期以上連続して赤字決算であり、かつ、今後改善が見込まれない場合には、当該期間に連続して在任していた取締役の再任については、原則として反対する。

ウ 取締役候補者が適切かつ適正であることを判断するために、法令等で定められた開示情報を含め、十分な情報開示を求め、評価する。

(2) 社外取締役の選任

ア 社外取締役の選任には、取締役の中に客観的視点をもたらすとの観点から、原則として賛成する。ただし、候補者については以下の点について検討し、不適切と判断される場合は反対する。

- (ア) 過去若しくは現在において不祥事に関与していなかったか。
- (イ) 不適切な経営判断により株主価値を大きく損なう結果をもたらさなかったか。
- (ウ) 株主に対する適切な利益還元にも消極的な行動を取らなかったか。
- (エ) 株主に対する適切な情報提供にも消極的な行動を取らなかったか。
- (オ) 株主のための適切な株主総会の運営にも消極的な行動を取らなかったか。
- (カ) その他株主価値に相反するような行動を取らなかったか。
- (キ) 企業との関係で独立した立場からの判断を行うことができるか。

イ 社外取締役の実効性確保の観点から、取締役会への出席率等も勘案する。

ウ 社外取締役候補者が適切かつ適正であることを判断するために、法令等で定められた開示情報を含め、特にその独立性について十分な情報開示を求めることとする。

なお、当該情報については取締役会が責任を負っていることに留意する。

3 監査役の選任

(1) 監査役の選任

ア 監査役の選任は、候補者が監査役として不適切である場合又は株主価値に相反することが明らかである場合を除き、原則として賛成する。

イ 監査役の増員については原則として賛成するが、減員については、その減員の理由が明確かつ合理的に説明されない限り否定的に判断する。

ウ 監査役候補者が適切かつ適正であることを判断するために、法令等で定められた開示情報を含め、十分な情報開示を求め、評価する。

(2) 社外監査役の選任

ア 社外監査役の選任は、候補者が監査役として不適切である場合又は株主価値に相反することが明らかである場合を除き、原則として賛成する。

イ 社外監査役の実効性確保の観点から、取締役会及び監査役会への出席率等も勘案する。

ウ 社外監査役の増員については原則として賛成するが、減員については、その減員の理由が明確かつ合理的に説明されない限り否定的に判断する。

エ 社外監査役候補者が適切かつ適正であることを判断するために、法令等で定められた開示情報を含め、十分な情報開示を求めることとする。特に独立性が満たされていることについては十分な情報開示を求め、なされていない場合は、原則として反対する。

4 役員報酬等

- (1) 役員報酬等については、その水準が企業の利益とのバランスで妥当かどうか、役員が企業利益の最大化を図るインセンティブとして十分な水準かどうかについて妥当性を検討する。

なお、次の事項については、原則として反対する。

ア 業績悪化又は同業他社と比較して著しい収益性等の劣後等、経営責任があると判断される取締役等への報酬の引き上げ、賞与及び退職慰労金の支払い。

イ 不祥事に関連する役員への賞与及び退職慰労金の支払い。

- (2) 社外取締役及び監査役は経営執行陣に対する監督機能が期待されることから、これらの者に対する退職慰労金の支払いについては、原則として反対する。
- (3) ストックオプション等株価連動型報酬制度については、権利保持者が経営上過度にリスクをとることを助長するものでない限り、原則として賛成する。ただし、既存株主の持分が著しく希薄化する場合、市場価格を下回る行使価格を設定する場合又は未行使分の行使価格を引き下げる場合は原則として反対する。
- (4) 新株予約権の価値は、株価、株価のボラティリティ、行使価格、行使期間及び市場金利等の複雑な要素で決定されるため、発行にあたって詳しい説明が記載されていない場合は否定的に判断する。
- (5) ストックオプション等株価連動型報酬制度の付与対象者については、付与が適当であると見られる者に限定されるべきである。特に、経営執行陣に対する監督機能が期待される社外取締役及び監査役並びに社外者等に対する付与は否定的に判断する。

5 剰余金の処分

- (1) 剰余金の配当に関しては、企業の財務状態、経営戦略を踏まえ、妥当かどうかという観点から個別に判断するものとする。

なお、剰余金の配当の決定を取締役会へ授権している場合には、取締役選任議

案を通じて意思表示する。

- (2) 現物配当については、金銭による配当と比べて著しく株主にとって有利である場合を除き、原則として反対する。
- (3) 企業が、事業の継続を前提として長期的な株主価値の拡大を追求するために内部留保を行う場合には、その旨の説明が十分なされているか、配当とのバランスを欠いていないか、資本効率性の観点から過剰になっていないかなど、企業経営が明らかに株主価値を重視する観点で行われているかを個別に判断する。

6 組織再編等

- (1) 企業の合併、営業譲渡及び会社分割等の組織再編に関しては、株主価値を損なわないかを基準として個別に判断する。
- (2) 合併、営業譲渡及び会社分割等の議案においては、その目的、取引内容及びバリュエーション等について妥当であることを示す客観的な評価が併せて提示されない場合は、原則として反対する。

7 増減資等の資本政策

- (1) 資本政策について、株主価値の増大又は毀損防止の観点から議案を精査し、個別に判断する。
- (2) 増減資については、十分かつ合理的な説明がなされていることを条件に、個別に判断する。特に減資に関しては、企業のリストラクチャリングの観点から必要と認められ、加えて株主の利益に合致すると判断される場合には、原則として賛成する。
- (3) 第三者割当に関しては、権利行使価格が時価と比べて著しく有利な場合、株式の大幅な希薄化が懸念される場合、対象者がふさわしくない場合等を考慮し、個別に判断する。
- (4) 自己株式の取得に関しては、企業が自己株式の取得を行うだけの十分なキャッシュフローを有し、当該株式の流動性を著しく悪化させるおそれがないとともに、特定の株主の利益を図り、一般株主の利益が侵害されるおそれがある場合を除き、原則として賛成する。

8 定款変更

株主の権利を必要以上に制約するものでないかどうか、また、株主価値の増大又は毀損防止の観点から個別に判断する。

9 株主提案

株主提案については、長期的な株主価値の向上の観点から、会社側提案と同様に精査し、個別に判断するものとする。ただし、一部株主の利益のみを追求する可能性があるものについては、原則として反対する。

10 反社会的行為

法令違反、公序良俗に反する行為等により、社会的信用を失墜した場合、取締役の選任議案、退職慰労金支給議案等に対して原則として反対する。

11 敵対的買収防衛策

敵対的買収防衛策に対しては、長期的な株主価値の増大という観点から、以下の基本理念に基づいて、個別に判断する。

- (1) 株主価値を最大限に尊重した経営判断であること。
- (2) 企業の長期安定的な収益に資するものであること。

なお、議案として株主総会に提出されない敵対的買収防衛策に対しては、取締役選任議案等を通じて意思表示する。